令和７年度 介護保険課 過誤申立書提出締切予定表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査月(国保連請求月) | 過誤申立書提出締切日 | 再請求月  (同月過誤を希望する場合) |
| 令和７年３月審査分まで | 令和７年４月１８日 | 令和７年５月 |
| 令和７年４月審査分まで | 令和７年５月２０日 | 令和７年６月 |
| 令和７年５月審査分まで | 令和７年６月２０日 | 令和７年７月 |
| 令和７年６月審査分まで | 令和７年７月１８日 | 令和７年８月 |
| 令和７年７月審査分まで | 令和７年８月２０日 | 令和７年９月 |
| 令和７年８月審査分まで | 令和７年９月１９日 | 令和７年１０月 |
| 令和７年９月審査分まで | 令和７年１０月２０日 | 令和７年１１月 |
| 令和７年１０月審査分まで | 令和７年１１月１９日 | 令和７年１２月 |
| 令和７年１１月審査分まで | 令和７年１２月１９日 | 令和８年１月 |
| 令和７年１２月審査分まで | 令和８年１月２０日 | 令和８年２月 |
| 令和８年１月審査分まで | 令和８年２月１９日 | 令和８年３月 |
| 令和８年２月審査分まで | 令和８年３月１９日 | 令和８年４月 |
| ※誤った請求明細書を  国保連合会に提出した月 | ※板橋区に過誤申立書を  提出する締切日 | ※正しい請求明細書を  国保連合会へ再提出する月 |

* 同月過誤の取り扱いについて…上記のスケジュール通りに処理した場合のみ同月過誤となります。

　例）令和６年５月審査分については、６月２０日までに介護保険課あてに過誤申立書を提出しても、６月に国保連合会へ再請求することはできません。同月過誤として取り扱うための再請求は７月になります。逆に８月以降に再請求すると通常過誤の取り扱いになります。

　〇１１月・２月の過誤申立書提出締切は、１９日までに区に到着分までとなりますのでご注意ください。